平成２４年（フ）第３４号
大分市政所２丁目３番15号インテリジェントコーポⅡＢ404
破産者　藤野　光男
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７３号
大分市大字畑中字三段畑851－１、住民票上の住所大分県別府市大字北石垣1067番地の５
破産者　熊谷　　朗
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４７号
大分市東津留１丁目２番10号堤コーポ102
破産者　山下　　光
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
北海道紋別市大山町３丁目1593番地の４
破産者　村山　昭己
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５０号
北海道紋別市大山町３丁目1593番地の４
破産者　村山　淑子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１６号
北海道旭川市２条西４丁目１番19号
破産者　大谷　慶廣
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３６号
北海道旭川市北門町16丁目2159番地の71
コーポ北欧館205号室
破産者　西　　貴広
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
青森県八戸市吹上２丁目20番18号
破産者　吉田　満博
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
盛岡市松園３丁目２番21号
破産者　小松正三郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４５号
秋田県能代市字中嶋１番地110
破産者　石井　哲昭
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県横手市平鹿町中吉田字上藤根26番地
破産者　林　　初夫
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７０号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3421番地
破産者　遠藤　賢三
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１３１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番48号　シーダーパレス102号
破産者　上原　信一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３５号
横浜市南区六ツ川２丁目３番地212　コラール弘明寺201号、住民票上の住所横浜市南区六ツ川３丁目75番地２　サングレイス弘明寺弐番館305号
破産者　白崎　　勉
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７９号
横浜市緑区長津田町2410番地３　シティハイムⅠ101号
破産者　七五三木秀通
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６２号
横浜市港南区日野２丁目16番10号　ハイツ中谷戸102
破産者　東　　欽司
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６３号
横浜市港南区日野２丁目16番10号　ハイツ中谷戸102
破産者　東　　節子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６４号
横浜市港南区日野２丁目16番10号　ハイツ中谷戸102
破産者　東　　敏彰
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７５号
静岡県浜松市中区幸２丁目45番10号　ヒルズ幸201
破産者　深野木さよみ（旧姓大城）
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係